

○小型ロータリ除雪車法定 12 ヶ月点検整備に係る条件付き一般競争入札の実施（平鹿地域振興局総務企画部）

小型ロータリ除雪車法定 12 ヶ月点検整備について次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、公告する。

令和 8 年 7 月 14 日

秋田県平鹿地域振興局長 高島 知行

1 入札に付する事項等

入札に付する事項

- (1) 小型ロータリ除雪車法定 12 ヶ月点検整備（秋田 9 0 0 る 1 4 2 0）
- (2) 整備車両の仕様等
入札説明書及び条件明示書による。
- (3) 履行期限
令和 8 年 10 月 30 日（金）まで
- (4) 履行場所
秋田県横手市旭川 1 丁目 3－4 1 秋田県平鹿地域振興局建設部車庫

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第 6 条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
- (3) 秋田県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 平鹿・仙北・雄勝地域振興局管内に物品供給業者等登録名簿に登録された本社又は営業所等を有していること。
また、登録している営業種目が「土木建設機器類」または「自動車販売・修理」であること。

3 入札説明書及び仕様書等の交付

入札説明書、条件明示書、入札参加資格確認申請書及びその他様式等については、令和 8 年 7 月 14 日（火）から令和 8 年 7 月 29 日（水）までの期間、秋田県公式 W E B サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

4 入札参加資格確認申請書の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
入札参加資格確認申請書
- (2) 提出期間
令和 8 年 7 月 14 日（火）から令和 8 年 7 月 22 日（水）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 項第 1 号に規定する県の休日を除く。
- (3) 提出時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- (4) 提出場所
郵便番号 013-8502 秋田県横手市旭川一丁目 3 番 41 号
秋田県平鹿地域振興局 総務企画部 総務経理課 総務経理チーム（電話番号 0182-32-1294）
- (5) 提出部数 1 部
- (6) 提出された入札参加資格確認申請書の確認結果については、令和 8 年 7 月 24 日（金）までに申請者に対して書面により別途通知する。

5 入札執行の日時及び場所

令和8年7月29日（水） 午前11時00分

秋田県横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局 1階 第2会議室

6 入札保証金

免除する。

7 入札執行回数等

- (1) 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として2回までとする。
- (2) 当該入札への参加者が1者であった場合でも、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 問い合わせ先
4(4)に同じ
- (5) その他
詳細は、入札説明書及び条件明示書による。